

農林水産省告示第千三百十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を次のように指定し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の農林水産大臣が指定する地域は、てん菜については北海道の区域、さとうきびについては鹿児島県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛郡及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域とする。

二 法第三十三条第一項の農林水産大臣が指定する地域は、でん粉の製造の用に供するばれいしょについては北海道の区域、でん粉の製造の用に供するかんしょについては茨城県、千葉県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。